

○厚生労働省令第六十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第三十条 エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐^{すい}以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ニ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。)を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエ</p>	<p>(エックス線装置の防護)</p> <p>第三十条 エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐^{すい}以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>(新設)</p> <p>ニ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。)は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法(CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。)を講じたものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエッ</p>

4
・
5
(略)

四| ツクス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者から二メートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。
| 携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法
| 撮影用エックス線装置にあつては、公称管電圧七十キロボルト
| で〇・二五ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方
| 散乱エックス線シールド構造を備えること。

4
・
5
(略)

(新設)
クス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者から二メートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に病院又は診療所に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の医療法施行規則第三十条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第六条第一項第四号及び第四十五条第四項第四号において医療法施行規則第三十条の規定を準用する場合について準用する。